

令和 7 年度碧南市一般廃棄物処理実施計画

碧南市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 9 年碧南市条例第 2 0 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、碧南市一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定める。

1 一般廃棄物の排出量の見込

(1) ごみ排出総量	2 5, 0 0 2 トン
ア 家庭系ごみ	1 5, 4 2 7 トン
(ア) 燃やすことのできるごみ	1 0, 9 8 0 トン
(イ) 資源となるごみ	2, 6 5 6 トン
a 分別ステーション	2, 4 0 2 トン
b 集団回収	2 5 4 トン
(ウ) 埋立ごみ	1 1 1 トン
(エ) 特別ごみ	1 9 トン
(オ) 粗大ごみ	2 3 6 トン
(カ) 一般持ち込み	1, 4 2 5 トン
イ 事業系ごみ	9, 5 7 5 トン
(2) し尿	9 0 0 キロリットル
(3) 浄化槽汚泥	1 3, 6 5 3 キロリットル

2 市で収集する一般廃棄物の種類及び分別区分

区分	内容
燃やすことのできるごみ	生ごみ、ビニール、ラップ、再生のきかない紙くずや布くず、革製品、小枝、草、紙おむつ等
資源となるごみ	① アルミ缶（飲料缶）
埋立ごみ	② スチール缶③その他の缶
特別ごみ	④ 一升びん⑤ビールびん
	びん（⑥無色⑦茶色⑧青・緑⑨黒色）
	⑩ライター
	⑪金属類・その他分別できないもの
	⑫発泡トレイ
	⑬発泡スチロール

	⑭ペットボトル
	⑮硬質プラスチック
	⑯陶磁器・ガラス等の破片・化粧品のびん
	⑰乾電池
	⑱蛍光灯
	⑲新聞紙（折込チラシ）、段ボール、紙パック、その他（雑誌含む。）
	⑳布類
	㉑スプレー缶・カセットガス缶
粗大ごみ	電化製品、寝具類、家具類、自転車等

3 一般廃棄物の処理体系

(1) ごみ処理主体

ア 家庭系ごみ

(ア) 燃やすことのできるごみ

一般家庭から排出される燃やすことのできるごみは、指定袋により指定路線方式で収集する。収集については、市が委託する業者が行う。

(イ) 資源ごみ、特別ごみ及び埋立ごみ（２１分別）

市内８７か所の地区ステーションにて分別排出する。回収については、市が委託する業者が行う。資源ごみの一部は、集団回収を行う。

(ウ) 粗大ごみ

市内８か所の拠点にて回収する。回収作業は、市が委託する業者が行う。

(エ) 遺棄された動物の死体

市又は委託業者が処理するものとする。

(オ) 不法投棄ごみ及び散乱ごみ

定期的巡回及び市民通報等により主に委託業者が収集する。ただし、国、県等の管理地内の処理については、管理者に協力要請し、実施する。

(カ) 一時的多量に排出されるごみ

排出者自らクリーンセンター衣浦に持込むものとする。また、引越時等に多量に排出されるごみについては、一般廃棄物処理業の許可業者が運搬できるものと

する。

(キ) 市で処理できないごみ

特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号。以下「家電リサイクル法」という。）にかかる電化製品（テレビ、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫）、処理困難物（プロパンガスボンベ、ボイラー、バッテリー、揮発油・軽油・灯油・重油等の石油製品、油又は塗料入りの缶、消火器、劇薬、農薬、農機具、ピアノ、オートバイ、タイヤ、ボウリングの球、耐火金庫等）は、クリーンセンター衣浦及び地区ステーションにおいて受け入れできない。

家電リサイクル法にかかる電化製品は、家電リサイクル法に則った処理ルートにて処理するものとする。各リサイクルシステムがあるものについては、当該システムのルートにて処理するものとする。その他については、販売店による下取り又は引取り、あるいは廃棄物処理業者にて処理するものとする。

(ク) 陶磁器等の埋立てごみ

一度の排出につき一斗缶3杯程度の量を上限とする。それ以上の量を処理する場合は、回数を分けてクリーンセンター衣浦や地区ステーションに持ち込む又は廃棄物処理業者にて処理するものとする。

イ 事業系ごみ

事業系一般廃棄物については、事業者自らが責任をもって処理する。又は一般廃棄物処理業の許可を受けた業者に委託し処理するものとする。

特に、医療系廃棄物については、各医療機関の責任において専門処理業者等に委託する等により処理するものとする。

(2) し尿及び浄化槽汚泥処理主体

し尿の収集運搬、浄化槽の清掃及び当該汚泥の収集運搬は、一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可を受けた業者が行う。

4 処理計画

(1) 家庭系ごみの処理実施計画

ア ごみの排出抑制及び再資源化計画

日常生活から発生するごみの排出抑制又は再資源化等を進めるため、生ごみ処理機購入に対する補助等の啓発活動等の施策を幅広く実施し、これらを通じて市民の

ごみ減量化及びリサイクルに対する理解及び意識の一層の向上を図る。

(ア) ごみの排出抑制

- a コンポスト・生ごみ処理機による減量化（購入費補助制度）
- b EMボカシによる減量化（無料配布制度）
- c 生ごみの水切排出の推進

(イ) 再資源化

- a 資源となるごみ等の分別収集の実施
- b 中間処理施設の破砕機による鉄分回収及び前選別によるアルミ缶回収
- c 市民団体等による集団回収の奨励（資源回収報奨金制度）

上記により回収した有価物は、再生業者に売却し、資源化する。

イ 収集運搬計画

種類	収集主体	回数	収集方式
燃やすことのできるごみ	業者委託	週 2 回	指定路線方式 指定袋排出
資源となるごみ		月 2 回	ステーション方式 コンテナ排出
埋立ごみ、特別ごみ			
粗大ごみ		月 1 回	拠点回収方式

ウ 中間処理計画

中間処理施設

施設名	クリーンセンター衣浦		
所在地	碧南市広見町 1 丁目 1 番地 1		
焼却施設	回転式ストーカー炉	190 トン／日	(95 トン／日×2 基)
	灰溶融炉	30 トン／日	(15 トン／日×2 基)
破砕施設	剪断式破砕機、回転式破砕機	40 トン／5 時間	(1 基)

エ 最終処分計画

(ア) 最終処分場の埋立状況

施設名	碧南市西端地内一般廃棄物最終処分場
所在地	碧南市平山町 2 丁目 4 5 番地 2

- a 埋立面積 10, 197平方メートル
- b 埋立容量 41, 443立方メートル
- c 埋立ごみ量 16, 495立方メートル（覆土は含まない。）
- d 埋立累計 21, 779立方メートル（令和6年度末推計）
- e 残余容量 19, 664立方メートル（令和6年度末推計）
- f 埋立方法 サンドイッチ方式

(イ) 令和7年度埋立物の内訳量及び年間埋立計画

直接搬入ごみ 92トン＝58立方メートル

オ 他自治体からの受入れ

食品残渣等の受入れ及び食品循環資源の再生利用に取り組んでいる。

搬入先 安城市、幸田町、西尾市

施設名 株式会社朋栄社 リサイクル工場（碧南市相生町4丁目23番地）

種類 野菜くず、残飯（170キログラム／日）

カ 他自治体への搬出

(ア) 農作物残渣等を搬出し、ごみの減量化及び堆肥化に取り組んでいる。

搬出先 知多郡武豊町

施設名 株式会社エイゼン 臨海工場（知多郡武豊町沢田新田89番地37）

種類 芋づる、刈草（2.5トン／月）

(イ) 給食残渣等を搬出し、食品循環資源の再生利用に取り組んでいる。

搬出先 大府市

施設名 オオブユニティ株式会社 リサイクルプラント横根工場
（大府市横根町惣作236番1）

種類 生ごみ（5トン／年）

(2) 生活排水処理実施計画

ア 生活排水処理計画

衣浦東部流域下水道事業認可区域及び碧南市公共下水道事業認可区域を除く区域の合併処理浄化槽の普及・啓発を図り、生活排水による水質汚濁防止に努める。

令和7年度公共下水道供用開始区域

(ア) 新規供用開始区域

- a 区域面積 37.9ヘクタール
b 対象世帯 744世帯
c 対象人口 1,773人

(イ) 累計（令和6年度末推計）

- a 区域面積 1446.3ヘクタール
b 対象世帯 27,314世帯
c 対象人口 67,045人
d 普及率 92.8パーセント

イ 浄化槽設置補助計画（令和7年度）

5人槽 1基（うち単独処理槽等からの転換0基）

7人槽 1基（ 〃 1基）

10人槽 0基（ 〃 0基）

※転換を伴わない場合は、放流水の総窒素濃度が15mg/ℓ以下又は総磷濃度ミリグラム/リットル以下の機能を有する高度処理型浄化槽が対象。

ウ し尿・汚泥の処理計画

(ア) 収集運搬計画

種類	収集運搬の廃棄物量 (キロリットル)	収集方法		区域
		処理主体	回数	
し尿	1,066	市の許可業者	月1回程度	県道平坂福清水線を境に、市を南、北に区分し、市の許可業者が収集運搬する。
浄化槽汚泥	13,847		随時	全域

(イ) 中間処理計画

中間処理施設

施設名 衣浦衛生組合 衛生センター
所在地 碧南市丸山町1丁目14番地
処理施設 直接脱水及び希釈下水放流
110キロリットル/日

(ウ) 最終処分計画

汚泥は、衛生センターで脱水を行い、クリーンセンター衣浦にて焼却処分し、灰は、公益財団法人愛知臨海環境整備センター衣浦港3号地廃棄物最終処分場で埋立処理する。

エ 住民に対する広報活動等

公共下水道の整備を最終目標とするが、当面適正なし尿の収集及び浄化槽の維持管理に努める。

(ア) 愛知県との協力体制により、浄化槽の適正な維持管理が行われるよう各世帯への指導を強化する。

(イ) 適正なし尿及び浄化槽の清掃の実施を業者に指導する。

(ウ) 衣浦衛生組合において、し尿及び浄化槽汚泥の衛生的な処理を図る。

(エ) し尿処理は、最終的には公共下水道によることが望ましいため、その早期整備を図る。

(オ) 水質汚濁の状況を把握するため、主要河川及び油ヶ淵、衣浦湾での水質調査を継続実施している。

5 し尿・浄化槽汚泥収集運搬及び浄化槽の清掃業者一覧

業者名	東海保全株式会社		碧南環境衛生株式会社	
所在地	碧南市竈田町3丁目25番地		碧南市雨池町3丁目17番地	
業務別	し尿	浄化槽 汚泥	し尿	浄化槽 汚泥
車両形式	バキューム車 1.8キロリットル1台 3.0キロリットル2台 3.7キロリットル2台		バキューム車 2.7キロリットル4台	
1月の最大 処理能力	100キロリットル／月	700キロリットル／月	900キロリットル／月	700キロリットル／月